

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第23条第5項の規定により下記の通り情報提供致します。

株式会社セミナル

許可番号： 派 35-300457

- 1 対象期間： 2025年 5月1日 ～ 2026年 4月30日
- 2 派遣労働者の数： 61 名
- 3 派遣先事業所の数： 23 社
- 4 マージン率： 31, 2%
派遣料金の平均額： 14,928 円（1日8時間当たり）
派遣労働者の賃金平均額： 10,196 円（1日8時間当たり）
- 5 教育訓練に関する事項
・安全衛生教育 ・入職時研修 ・ビジネスマナー研修
- 6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項
・労使協定の終結有無： 有
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 当社で就業するすべての派遣労働者
・労使協定の有効期限の終期： 2027年 4月30日